

一八世紀末～一九世紀初頭ポーランド人大貴族による都市建設と工業化：トマシュフ・マゾヴィエツキをめぐって

YAMADA, Tomoko / 山田, 朋子

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

50

(開始ページ / Start Page)

73

(終了ページ / End Page)

103

(発行年 / Year)

1998-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011263>

一八世紀末～一九世紀初頭ポーランド人大貴族による都市建設と工業化

——トマシユフ・マゾヴィエツキをめぐって——

山田 朋子

はじめに

ポーランド王国（一八一五—一九一五年にかけてロシア領であったポーランド地域）における企業家のイメージは、出身階層や民族の点で次の三つに大別できる。一つは、ポーランド地域に移住したドイツ人等の外国人で、技術者や手工業者から企業家として成功した人々である。二つめは、ユダヤ系住民で、金融業から工業生産部門に進出して成功した企業家である。いま一つは、企業経営に乗り出した進歩的大貴族である。⁽¹⁾

歴史的に、ポーランドにおける企業家イメージには、前二者が根強い。特にポーランド王国最大の繊維工業中心たるウッチ工業地帯の企業家には、ドイツ地域からの移民と

その子孫が多かった。彼らは主として、一八一五—一三〇年に存在したポーランド王国政府の移民優遇政策と工業振興政策によって、国外から当該地域に移住した人々であった。彼らを「典型的なポーランド王国の企業家」として捉え、王国政府の工業化政策開始まで、ウッチ工業地帯は「ほとんど無の状況」であつたとする見方が、わが国では広く受け入れられてきた。

これに対して私は、前稿においてウッチ工業地帯の私領都市（貴族の領有する都市）に着目して分析したことにより、王国政府の政策以前にも、当該地域に貴族による工業化の試みがみられたことを論じた。⁽³⁾そこでは特に、一八一五—一三〇年に都市権を獲得した六私領都市（オゾルクフ、アレクサンドルフ、ポデンヴィツェ、ズドウンスカ・ヴォ

ラ、コンスタンティヌフ、トマシユフ・マゾヴィエツキ）を取り上げ分析したが、いくつかの問題点が残った。その主な問題点とは、一、一九世紀初頭における当該地域の私領都市建設と工業化は、歴史的に突出した特殊な現象だったのかどうか。二、その実態はどうだったか。三、領主は自領に工場を建設したのみならず、なぜ都市を新設したのか。四、貴族の所領と私領都市の関係はどうだったか。これらの問題点に対して、本稿のⅠではまず、一八世紀後半にまで遡って、後にウッチ工業地帯となる地域における私領都市建設と工業化の歴史的背景を検討する。Ⅱ以下では、当該地域の新興私領都市の一つ、トマシユフ・マゾヴィエツキを取り上げ、所領全体からその形成を見てゆく。その際、領主アントニ・オストロフスキのイニシアティブと、入植者、労働力の構成を見ることによって、私領都市建設の実態を分析する。

分析対象としたトマシユフ・マゾヴィエツキは、前述した他の五私領都市と比較して、次のような特徴を持っていた。まず、当市の領主が、他の都市領主と比べて、経済的に富裕で政治的にも有力なマグナート（大貴族）であった。第二に、六私領都市の中で当市は、比較的遅く繊維工業の振興に着手した。第三に、領主の政治的立場のため

に、私領都市であった期間は短かった。そのため領主の活躍はわずか数年に凝縮され、その間に工業都市たる基盤が形成された。

ポーランドにおける企業家研究史では、現代の歴史家・イフナトヴィイチによるワルシャワ有産階級の研究や、R・コウォヂェイチクによるユダヤ系資本家・クローネンベルク、鉄道王J・ブロッホといった非ポーランド系企業家に関する研究が良く知られている。⁽⁴⁾これに対して貴族出身企業家についての研究は皆無ではないが、これまで余り注目されてこなかった。⁽⁵⁾こうした研究の偏りは、貴族を主に封建領主あるいは民族運動の担い手として見てきたことに起因するであろう。

さらに、後進国の工業化開始における政府の役割が重要視される中で、貴族が果たした役割はその影に隠され、評価されることは少なかった。このような状況下、ポーランドで一九九三年に出版された論文集『一九一二〇世紀ポーランドにおける企業家のイメージ』⁽⁶⁾や『一八一二〇世紀ポーランドの地主による経済活動』⁽⁷⁾は、従来の企業家像の見直しを迫るものであった。これらの論文集は、農場経営及び農産物加工業も含めた貴族による経済活動に焦点をあて、彼らもまたポーランド経済を活性化させた功労者とし

て見る視点を前面に出した。

本稿で扱うテーマはまた、時代区分の問題にも関係する。ポーランド経済史においては、一八世紀末の大貴族中心のマニファクチュア期と一八二〇年代の保護関税政策下の工業発展期とは、連続性がないという見方がある⁽⁹⁾。それは、この二つの時期が、国家分割（一七七二、九三、九五）という大事件を挟んで政治的に断絶しており、それに伴う金融機関の破産や工場閉鎖が相次ぎ、前の時代の経済的成果が後の時代に引継がれなかったとするためである。ポーランド経済史の重鎮であった故W・クーラは、その根拠の一つとして、二つの時期における労働力の性格の相違をあげる。即ち、一八世紀には一九世紀と異なり、自由な労働力が不足し、囚人や農民の強制労働を使わざるをえなかった点である⁽¹⁰⁾。しかしマニファクチュア期末からポーランド王国政府による工業化開始まで、三〇年余りしかない。この三〇年間に、マニファクチュア生産にしても労働力の性格にしても、断絶というほど大変化があったであろうか、という疑問が生じる。一八二〇年代における工業生産の急成長は明白な事実だが、王国政府の政策によって社会全般が短期間でがらりと変わるものではなかったであろう。思うに、この非連続説は、国家分割という政

治的要因を反映したものであろう。しかし社会的な変化は、常に政変と並行して起こるというわけではない。

ポーランド歴史学の中でも、両時期の連続性を見ようとする学者もいる。J・イエドリツキは、王国政府による工業化の試みを「失敗」とみだし、イフナトヴィチは、一八世紀末から一八二〇年代にかけてのこの期間を、「新蓄積期」と捉えている⁽¹¹⁾。もし一八二〇年代に飛躍的な変化がみられたとすれば、それは突如として現われたものではなく、一八世紀からその兆候は始まっていたと考えたほうが妥当ではなからうか。ウッチ工業地域の起源に関する問題は、まさにこの断絶期をどう捉えるにかかっているだろう。

本稿で主に利用した資料は、A・オストロフスキに関するR・コテーヴィチのモノグラフと、オストロフスキが一八三四年にパリで出版した著書『社会改革の必要について』⁽¹²⁾、一九五〇年代に出版された『ウッチ工業地帯都市史料集』⁽¹³⁾『ウッチ工業地帯労働者階級史料集』⁽¹⁴⁾である。

註

(1) 拙稿「ポーランド近代社会の形成—ブルジョワジーを中心に—」『歴史学研究』六二七号、一九九一年二月参

照。

- (2) 藤井和夫『ポーランド近代経済史—ポーランド王国における繊維工業の発展—』日本評論社、一九八九年、四、一四二頁。
- (3) 拙稿「ロシア領ポーランドにおける私領都市—ウッチ工業地帯を中心に—」阪東宏編『ポーランド史論集』三省堂、一九九六年。
- (4) I. Ilnatowicz, *Burżuazja warszawska*, Warszawa 1972 ; R. Kołodziejczyk, *Portret warszawskiego miliona*, Warszawa 1968 ; tenże, *Jan Bloch* (1836-1902), Warszawa 1983
- (5) 坂本正 J. Bartyś, *Czerwony hrabia Karol Brzostowski*, Warszawa 1978
- (6) A. Gerschenkron, *Economic Backwardness in Historical Perspective*, Cambridge, 1962 ; W. Kula, *Historia, zacojanie, rozwój*, Warszawa 1983, s. 67, 86
- (7) *Image przedsiębiorcy gospodarczego w Polsce w XIX i XX wieku*, pod red. R. Kołodziejczyka, Warszawa 1993
- (8) *Aktywność gospodarcza ziemiaństwa w Polsce w XVIII-XX wieku*, pod red. W. Cabana i B. Markowski, Kielce 1993
- (9) W. Kula, *op. cit.*, Warszawa 1983, s. 85
- (10) W. Kula, *Sztuce o manufakturach w Polsce XVIII*

wieku, tom I, Warszawa 1956, s. 27

- (11) J. Jedlicki, *Nieudana próba kapitalistycznej industrializacji*, Warszawa 1961 ; *Polska XIX wieku*, pod red. S. Kieniewicza, 1986, s. 69
 - (12) R. Kotewicz, *Antoni Ostrowski 1782-1845, ziemia-nin-przemysłowiec założyciel Tomaszowa Mazowieckiego*, Warszawa 1995
 - (13) A. Ostrowski, *Pomysły o potrzebie reformy towarzystwej*, Paryż 1834
 - (14) *Źródła do historii miast łódzkiego okręgu przemysłowego w XIX w.*, opr. R. Kaczmarek, Warszawa 1958 (ZŁ ZHM 256)
 - (15) *Źródła do historii klasy robotniczej łódzkiego okręgu przemysłowego*, opr. G. Missalowa, Warszawa 1957 (ZŁ ZHKR 256)
- I 一八世紀末—一九世紀初頭のウッチ工業地域
- 後にウッチ工業地帯となる地域は、一七九〇年—一八二〇年にかけての三〇年間、ポーランド、プロイセン、ワルシャワ公国、ロシアという四つの国家の領域となった。そのうちプロイセンには一七九三年—一八〇六年にかけてワルシャワ公国には一八〇七—一八一四年にかけて属

した。この三〇年間は、ポーランド（及びワルシャワ公国）やプロイセンにおいて、工業化開始期であると同時に、農民問題の解決を中心とした社会改革期にあたっていた。

ポーランドでは第二次分割前から農民問題が討議されていた。しかし具体的な施策がなされたのは、ワルシャワ公国時代の十二月勅令（一八〇七年）においてであった。この法令は、農民を人身的隷属関係から解放したものの、地主による農民追放を容認することにもなった。⁽¹⁾ プロイセンでは、王領地では一七九八年に賦役廃止法令が、私領地では一八一一、一六年に「調整令」が出され、農民賦役は有償で廃止された。この間一八〇四年に王領地で、一八〇七年には私領地において世襲隷民制が廃止された。ただしこれらの改革により、土地所有者として富裕化した農民は少数で、大半は耕作地を失い没落した。⁽²⁾

一七九〇年代、プロイセン領となったポーランド地域の経済は、「黄金時代」と呼ばれるほどの好況にあった。穀価は上がり、信用貸与はスムーズに行なわれた。貴族はプロイセン政府の安価な信用を借りて所領を拡大し、穀物生産の増大を図った。工業生産も増大し、本稿に関連する毛織物業は、シロンスクやポズナン地方で発展した。またポ

ズナン地方（一七九三—一八〇六年プロイセン領、一八〇七—一八一四年ワルシャワ公国領、一八一五—一九一七年プロイセン・ドイツ領）に隣接する、後のウッチ工業地帯西部でも、メリノ種羊の牧畜が盛んになった。⁽³⁾

しかしプロイセンへの併合によって、これらの地域の毛織物製品は、より発展しているプロイセン西部との競争にさらされることになり、その市場にもなってしまった。そのため、ポズナン地方製品の市場は、プロイセン国内ではなく東方に求められることになった。その結果、ポズナン地方西端のある町では、「毛織物はモスクワや中国まで売られる。というのは当地の職人の腕が良いからだ」と言われるほどであった。⁽⁴⁾

しかし好況は長くは続かなかった。翌年ロシアは毛織物輸入に禁止関税を課し、プロイセンもワルシャワ公国との関税戦争を開始した。ワルシャワ公国市場は余りに小さかった。またワルシャワ公国成立により、ポーランド産穀物輸出港であったプロイセン領下のグダンスクと、関税障壁によって遮断されてしまったために、穀物は余り穀価が暴落した。一八〇六—一一年にかけて穀価は四〇—五〇パーセント下落し、深刻な経済不況が始まった。このため、プロイセン時代に領地を抵当に入れて穀物生産の拡大

を旨指した貴族の中には、借金を返せず領地を失う者が続出した。⁽⁵⁾

一八一五年にウィーン会議によって新たに引かれた国境線は、それまでヴィエルコポルスカとして経済的に一体化して発展してきた地方を、プロイセン領（ポモージェ西部、ポズナン地方）とロシア領（カリシ周辺）とに分断した。続いてロシア政府の採ったプロイセンに対する禁止関税は、東方市場に向けて生産していたポズナン地方の職工に大きな打撃を与えた。彼らは当時、職人を誘致していたロシア領ポーランドの貴族や王国政府が出していた優遇措置を利用して、彼らにとってもともと馴染み深かったポーランド王国西部地域に向かったのである。⁽⁶⁾

後にウッチ工業地帯となる地域は、ポーランド王国西部に位置し、マゾフシェ県とカリシ県にまたがることになった。ワルシャワを含むマゾフシェ県は、県別人口ではポーランド王国第一位、カリシ県は第二位を占める、人口密度の最も高い地域であった。一八一五年には、マゾフシェ県とカリシ県はあわせて王国面積全体の二八パーセント、全人口の三三パーセントを占めていた。また領主地に対する農民保有地の割合では、王国平均五一パーセントに対し、カリシ県四九パーセント、マゾフシェ県六パーセントで

あった。また土地なし農の比率では、王国平均五五パーセントに対し、カリシ県五八パーセント、マゾフシェ県六一パーセントであった。⁽⁷⁾ このことは当該地域が、王国内では自由な労働力がプールされる可能性の比較的高い地域だったことを意味していた。

分割前のポーランドでは、大貴族たちは、一八世紀前半にはすでに、自領でマニユファクチュア生産を始めていた。一八世紀後半には彼らの活動はさらに活発化した上、国内の大都市では、都市民によるマニユファクチュア建設が相ついだ。国王もこの傾向を支持し、一七六七年には株式会社「毛織物製造会社」が、貴族や都市民、国王の出資によって設立された。こうしたマニユファクチュア建設は国中でみられたが、その労働力は強制労働に依存する部分が多く、操業期間は短かった。⁽⁸⁾

同じく一八世紀前半からポーランドでは、貴族によって戦争や火災で荒廃した自領の都市を再建したり、新たに都市を建設する試みが活発化していた。一七五〇―九五五年までに建設された私領都市は五〇を数えた。王領都市も、リトアニア財務大臣A・ティゼンハウスのもとで新設または再建された。しかし新都市建設の点では、王領都市より私領都市の方が数の上ではるかに優っていた。⁽⁹⁾ ただし王領で

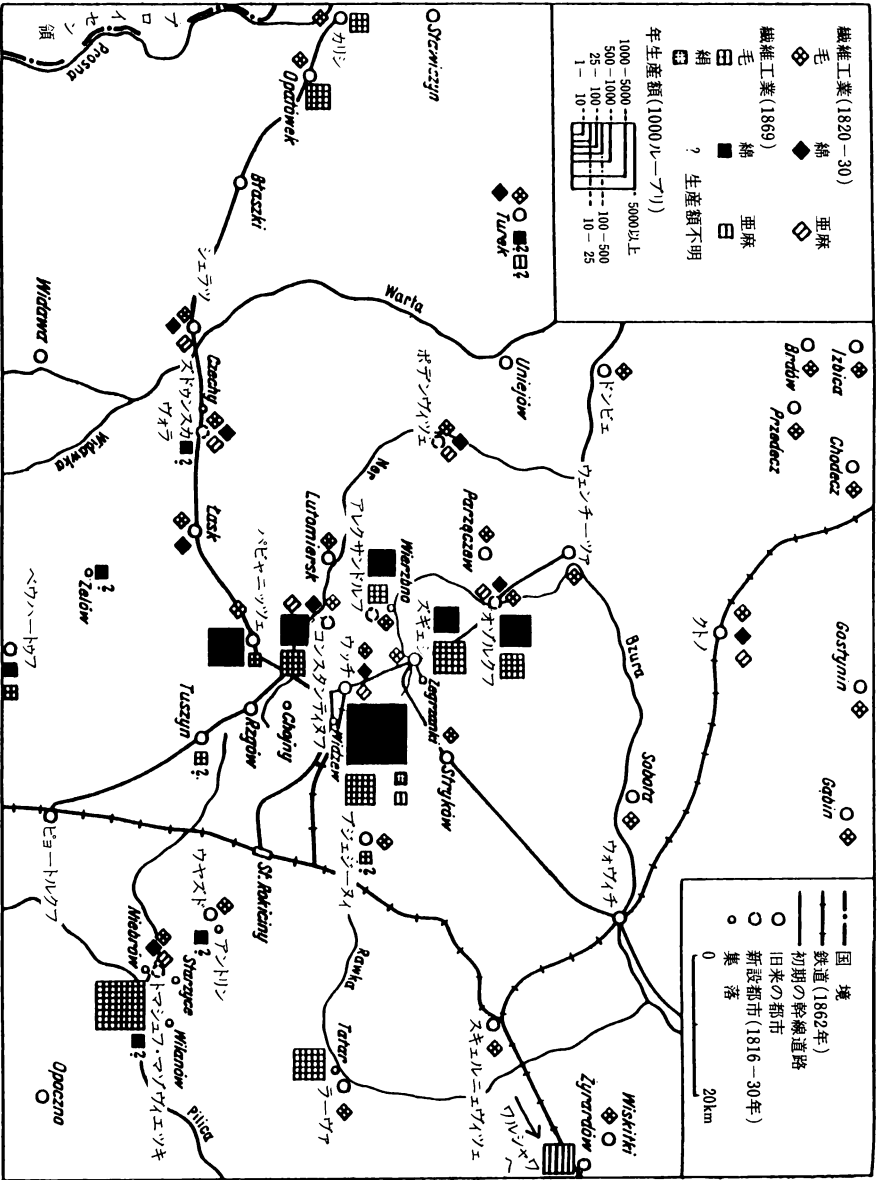


図 ムツチ工業地帯 (1820-69年)

出典：Encyklopedia historii gospodarezej Polski do 1945 roku, tom I, Warszawa 1981, s. 452より作成

も私領でも都市の建設・再建と工業化は、所領からの増収を計るという点で、同一の方向性を持っていた。

後のウッチ工業地帯でも、一八世紀後半から一九世紀初頭にかけて、マニユファクチュアや私領都市の建設・再建が多く見られた。一七三八年に都市権を得たベウハートフでは、一八〇一年に領主が毛織物職人を呼び寄せ、織物工場や製油工場が建てられた。一八〇七、一一年には、オゾルクフ（一八一六年都市権獲得）の領主が毛織物職人を招いて契約を結び、その契約内容は、後に政府による入植者への対応の模範となった。一八一五年にはアレクサンドルフ（一八二二年都市権獲得）の領主とブジェジーヌイの領主がそれぞれドイツ人毛織物職人を町に招き、後者には二百人が入植した。一八二〇年にはポデンビツェ（一八二二年都市権獲得）の領主が、翌年にはコンスタンティヌフ（一八三〇年都市権獲得）領主が町に入植者を募った。また同年に都市権を得た工業都市ズドゥンスカ・ヴォラ（一七七三年市場開催権獲得、一八二五年都市権獲得）領主も、一九世紀初頭には商人や手工業者を集めつつあった。一八一五年に都市権を獲得したバービアックでも、一九世紀初頭、領主が自領に毛織物職人を呼び寄せていた。毛織物業は、政府所有都市ドンビエでも一八世紀から生産が行

なわれていたとされる。⁽¹⁰⁾ 一八一六―一七七年のポーランド王国国家参事会から皇帝への報告書にも、「カリシ、スキェルニェヴィツェ、オゾルクフ、ヴィシヨグロット、バービアック、ズギエシ、コニンには、織物工場があり、多くの職人や道具や材料の備蓄を必要としている」と書かれていた。⁽¹¹⁾

当該地域の都市と繊維工業に大きな影響を与えることになった繊維工業マニユファクチュアが、一七八五―九五一年、ウオヴィチとスキェルニェヴィツェの町に存在していた。マゾフシェ県西部に位置していたこの二都市は、後のウッチ工業地域の私領都市と工業化の特徴を知る手がかりとなるのでふれておきたい。

工場が建設された二都市は、ポーランド国王の弟で愛国主義者であった、大司教ミハウ・ポニャトフスキの所有となっていた。彼は、首座大司教に就任した一七八五年、自領の工業化を目指し、領内の二都市に工場を建設しようとした。しかし当初の計画は、非常に大雑把で非現実的なものであった。大司教は、まずスキェルニェヴィツェに、「妻子、徒弟を伴った百人の毛織物職人を連れてきて、各自に家屋、庭地、雌牛飼育の自由を与え、毎年二―四ズウォーティの地代を取る。……（工業化には）それほど多

額の資金はいらないだろう。……百人の職人が妻子を連れてきたら町の人口は増大し、活気づくだろう。消費税は増大するだろう。工場がうまく行けば収入も増えるだろう。そのためにはまず貧者を助けなければならぬ⁽¹²⁾。」そこで計画責任者は、ヴィエルコポルスカ地方の貧しい職人に呼びかけ、職人一人あたり三百―四百ズウォーティを支給したため、四〇家族が到来した。さらに工場長として、フランスから技術者を招いた。一七八六年、初めてポーランドの地を踏んだこのフランス人は、手記の中で、当地では、牧畜面積が小さく、穀物作付面積が大きいことに驚いている⁽¹³⁾。このことから当時、ポーランドでは牧羊が発達し始めたといっても、西欧と比べれば規模はまだごく小さいものだったことがわかる。

資本金として、スキエルニェヴィツェ工場には三〇万ズウォーティが大司教の資産から支払われた。ウォヴィチ工場は株式会社とし、九〇万ズウォーティの資本金は、一株四〇〇〇ズウォーティ、二二五株で、富裕な貴族や都市民に売り出された。株購入者には、後述するトマシュ・オストロフスキも連なっていた⁽¹⁴⁾。

単純労働力には、大司教領の農民賦役が当てられたが、領地の監督官は領主農場への労働に影響するとして、工場

長と対立した。紡績工場女工も、農閑期の他は不足しがちであった。労働者の賃金は一家の生活を支えるには安すぎ、いったん手にした現金も、地代としてまた領主に返さねばならなかったため、労働意欲は低かった。全国から集められた職人も、工場労働者としての意識は低く、当地のギルドに加入し、注文に応じて生産しようとした。特に親方は工場と自由契約を結び、それが破られると逃げ出すあり様だった⁽¹⁵⁾。

国内市場は狭かったが、工場が創業していた間は軍隊や警察の注文があり、ウォヴィチには製品を売る店もあった。しかし一七九四年、大司教はコシチュシコ蜂起のさなか亡くなり、翌年工場は閉鎖された⁽¹⁶⁾。その後国家の消滅と深刻な不況の中で、政府による経済活動は、ポーランド王国政府成立までほとんど見られなかったが、私領主による工場設立や都市建設は続いた。

註

(一) *Historia Polski, pod red. S. Kieniewicza i W. Kuli, t. II, cz. II, Warszawa 1958, s. 113*

(二) 藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会経済史』未来社、一九八四年、五六―六八頁。

- (c) B. Zientara, A. Mączak, I. Ilnatowicz, Z. Landau, *Dzieje gospodarcze Polski do roku 1939*, Warszawa 1972, s. 284
- (4) *Historia Polski...*, s. 119
- (5) *Dzieje gospodarcze...*, s. 337
- (6) *Historia Polski...*, s. 119
- (7) G. Missalowa, *Studia nad powstaniem łódzkiego okręgu przemysłowego 1815-1870*, t. 1, Łódź 1964, s. 27
- (8) J. A. Gierowski, *Historia Polski 1764-1864*, Warszawa 1963, s. 28-29
- (9) W. Trzebiński, *Działalność urbanistyczna magnatów i szlachty w Polsce XVIII wieku*, Warszawa 1962, s. 5, 8
- (10) G. Missalowa, op. cit., s. 46 拙稿「私領都市」参照。
- (11) *Obraz Królestwa Polskiego w okresie konstytucyjnym*, t. 1, Warszawa 1984, s. 58
- (12) W. Kula, *Szefce...*, t. 2, s. 625, 640
- (13) *Ibid.*, s. 651
- (14) *Ibid.*, s. 724
- (15) *Encyklopedia Historii Polski*, t. 2, Warszawa 1995, s. 187
- (16) G. Missalowa, op. cit., s. 27

II トマシユフ領主アントニ・オストロフスキの経歴と 経済観

ウッチ工業地帯の私領都市トマシユフ・マゾヴィエツキを新設した領主は、ポーランド王国上院議員でもあった大貴族、アントニ・オストロフスキ（一七八二—一八四五年）である。オストロフスキ家は、アントニの祖父の代まで、ポーランド東部のルブリン地方に数カ村から成る所領を持つ、中流シラフタ（貴族）であった。しかしアントニの父トマシユ（一七三五—一八一七年）の代に、オストロフスキ家は大きく変わった。トマシユは、学業終了後の外遊先で、ポーランド最後の国王スタニスワフ・アウグスト・ポニャトフスキの知己を得、陸軍大佐に任命された。その後、チュルスク城代、警察長官、経済委員会会長などを経て、一七九一年には大蔵大臣に就任した。彼は国政改革派であり、かつ熱烈な愛国主義者であった。同時に卓越した財政管理能力を持ち職務にあたった。そのため分割後にはプロイセン王フリードリヒ・ウィルヘルムから、産業振興の功績として、伯爵の称号を与えられた。⁽¹⁾

トマシユは、その才能を自領拡大にも如何なく発揮し

た。先祖代々からあつたルプリン地方の所領の他に、後にトマシュフ・マゾヴィエツキとなる地を含むウヤズド領を彼が得たのは、妻の婚資（形式的には一七八六年、姑から購入）としてであつた。この時ウヤズド領には、小都市ウヤズドの他、九カ村が含まれていたが、トマシュは毎年のように周辺地域の村を購入したため、一九世紀初頭には一五カ村に拡大した。同時期彼の所領全体は、四都市四八カ村を教えた。トマシュはウヤズド領に製鉄所を建設した他、ウクライナの領地内では製粉所やビール工場を建設したり、桑の木栽培や大規模牧畜を計画し、オデッサには穀物倉庫を建設する等、常に所領の工業化や経営拡大を図っていた。こうしてオストロフスキ家は、異例の出世をとげたトマシュの代に、名実共にマゲナートとなつた。

アントニは、父トマシュと母アポローニヤとの間にできた十人兄弟（第六人姉妹四人）の長男として生まれた。父は長男の教育に熱心で、家庭には常に愛国的雰囲気が満ちていた。長じて後、アントニはライプチヒ大学に学び、外国の鉱業を見学して回つた。帰国後、彼は父の指導下に所領経営を手伝い、一八〇五年、父からウヤズド領を譲られた。

アントニの生涯は波乱に満ち、常に時代の流れの中心に

あつた。ワルシャワ公国時代には、彼は国会議員を勤めると同時に、ナポレオンの近衛兵となつた。ライプチヒの戦いで彼は、プロイセン軍の捕虜となつたが、ロシア皇帝アレクサンドル一世の援助により釈放された。その後彼はポーランド大貴族A・チャルトリスキを助け、ポーランド王国設立に関与した。ポーランド王国において彼は、上院議員となるが、ロシア皇帝の弟コンスタンチン大公と対立し、十一月蜂起（一八三〇―三一年）の首謀者の一人となつた。蜂起において彼は、弟と共に軍司令官として戦つた。しかし蜂起は敗北し、アントニは死刑を求刑されたため、パリへの亡命を余儀なくされた。パリでは、故国を追われ続々と集まつてきたポーランド人亡命者たちの指導者として活躍し、著作・出版活動を行ない、一八四五年に没した。⁽³⁾

故国におけるアントニの工業振興の努力は、当時の国際状況の現実的な把握に裏打ちされていた。アントニによれば、「全ヨーロッパがポーランドの木材と穀物を必要としていた間は、農業はポーランドにとって富と繁栄の最大の源であつた。今日では事情は変わった。ポーランドが毎年穀物を送っていた国々は、国内発展を遂げている。これらの国々は自国の農業を改善しようとし、ポーランドの穀物

に頼っていた状況から永遠に抜け出そうとしている……今後ポーランドが農業国であり続け、手工業はドイツ人やイギリス人に任せ、ポーランドは穀物を売り続ければ良いというような、旧態依然たる妄想のまま生きるのとはや安全ではない。」⁽⁴⁾このような、工業発展こそが国の繁栄を導くという彼の考えは、ポーランド王国大蔵大臣K・ルベツキードルツキの立場と斬を一にしていた。

しかしながら当時、ポーランドは農業発展のみに尽力するべきで、工業化はマイナスであるという意見も根強かった。当時の著名な経済学者W・ストロイノフスキは、「農業のみが全ての財源であり、……ポーランドに工場を建てるのは国の自然な発展を阻害する」として、工業化に反対した。

オストロフスキはさらに、工業こそが農業を發展させ、農民の生活水準を上げ得るとしている。それによって農民は地代を貨幣で支払えるようになり、最終的には土地の所有者として解放されるであろう。「工業を發展させれば農業は救われる。政治の波にも条約にも左右されることはない」とする彼の信念こそ、ウヤズド領経営の基本方針となった。しかしアントニのこのような意見も、王国の地主全体の中では少数派に属し、工業化は農民の生活を代償と

して發展するものだという意見が多くみられた。

アントニは、ポーランド王国政府の保護関税政策は歓迎していたが、王国政府が直接工場の建設や経営にかかわることには反対していた。「私企業間の競争は何らかの結果を生むが、官営企業と私企業間の競争は最悪だ。官営企業は工場を建設して莫大な損失を公的金庫に与えても知らぬ顔だが、私企業には同様の方法は許されない。」自由競争を標榜するアントニの目には、ウッチ工業地帯で展開された政府の工業化活動は、誤った政策にうつった。⁽⁵⁾

オストロフスキはまた、ユダヤ人解放論者であった。ユダヤ人は当時、ポーランド地域全人口の約一割を占め、商業において重要な役割を果たしていたが、様々な制限のもとに暮らしていた。彼らを解放しようというアントニのような意見は、当時の社会の中では少数であった。一八一四年のアンケート調査に答えた貴族地主の中には、農民の貧困の原因を、ユダヤ人が農民に飲酒を促していることに求める者が多かった。⁽⁷⁾地理学者で工業化支持者であり、愛国的開明的な政治家として名高いS・スタシツでさえ、「ユダヤ人は今や、国中で我々と共に住み、我々に害を与えている」⁽⁸⁾と主張していた。ウッチ工業地帯の工業化責任者であるマゾフシェ県知事R・レンビェリンスキも、「(ユ

ダヤ人は（農民にとって恐ろしい病原菌である。⁽⁹⁾道義心に欠け、残忍であり、村から徹底的に追い出すべきだ」とした。スタシツもレンビェリンスキもポーランド王国諸都市に、ユダヤ人居住区を設け彼らを隔離すること奨励していた。

これらの態度や意見に対しアントニは、ユダヤ人の解放と同化の必要を説き、彼らの有用性を認めないのは、国の経済にとって大損害であると主張した。「ユダヤ人は、神秘的に整備された彼らだけの架空の政治組織の中で、独自の言語、利益、交通手段を持っている。……ユダヤ人はわが国の劣悪な組織のために有害視されている。彼らをつまぐ方向づけられれば、⁽¹⁰⁾有用となる。私の工場の急激な発展がそれを物語っている」後述するように、彼にとってユダヤ人は、彼の所領において、商業を営み、工業用原料や資金を調達してくれる不可欠の存在であった。

註

- (1) R. Kotewicz, *op. cit.*, s. 11-14
- (2) *Ibid.*, s. 13
- (3) *Ibid.*, s. 20-24
- (4) R. Kotewicz, 'Poglądy ekonomiczne Antoniego Ostrowskiego', *Aktywność gospodarcza* ..., s. 59

trowskiego', *Aktywność gospodarcza* ..., s. 59

- (5) *Ibid.*, s. 60
- (6) A. Ostrowski, *op. cit.*, s. 143
- (7) Z. Stankiewicz, 'Szlachta-ziemianie w świetle ankiety włościańskiej 1814 r.', *Ziemiaństwo Polskie 1790-1945*, pod red. J. Leszkiewiczowej, Warszawa 1985, s. 110
- (8) S. Staszic, *O przyczynach szkodliwości żydów i środkach usposobienia ich, aby się społeczeństwu użytecznemi stali*, Warszawa 1816 r., s. 338
- (9) R. Rembieliński, 'Projekt polepszenia stanu włościańskiego w Księstwie Warszawskim', *Rajmund Rembieliński, jego czasy i jego współczesni*, Warszawa 1989, s. 171
- (10) A. Ostrowski, *op. cit.*, s. 140, 141; Kotewicz, A. Ostrowski..., s. 151

III オストロフスキの所領経営

アントニが父から一八〇五年に譲られたウヤズド領は、一八〇六年以来続いた戦禍によって荒廃していた。当時ボズナーンワルシャワ間の地域は、プロイセン軍やロシア軍の通り道となっており、一八〇七年春には次のような様相

を呈していた。「街道沿いの村には、野宮の焚火用に解体されうち捨てられた小屋が、煙突だけをぼつんと突き出しあちこちで残骸をさらしている。シラフタの邸は空で、ガラスは割れ、束ねられた穀物は開け放しの納屋に置きざりになっている。通りかかる村人もなく乞食すら稀だ。土地は耕した跡もなく家畜もない。」⁽¹⁾

戦禍によるウヤズド領の被害総額は二万五スウォーティにも達し、所領からの収入は激減した。アントニの借金も一五万スウォーティに増大した。⁽²⁾このような中で、領地農民の義務は強化された。「賦役はポーランド民族精神に反する⁽³⁾」と考えていたアントニの所領ですら、農民から貨幣地代を徴収することは困難であり、賦役が地代の中心であった。

ウヤズド領は一八一四年当時、面積九〇四四ヘクタール〔森林面積五二パーセント、耕地三二パーセント（うち領主地一一・七パーセント）、草地三・八パーセント（領主地一・六パーセント）、庭地一・九パーセント（領主地〇・六九パーセント）〕であったが、アントニが計画的に領地を購入した結果、一八三〇年には領地面積は一三パーセント拡大した。領内のフォルヴァルク（領主直営農場）数は、一九世紀初頭には五であったが、一八二〇年代半ばに

は八、一八三〇年には一二に増加した。⁽⁴⁾

所領管理の中心地は、トマシュが邸を置いていた小都市ウヤズドであった。ウヤズドには、「冬には靴をつくったり荷馬車を御し、夏には農業を営む数十人の住民と、小商いや屋台を営む一五〇人程のユダヤ人」が居住しており、住民の多くは領主地の賦役労働を課されていた。⁽⁵⁾

ウヤズド近郊には工業集落アントリンがあった。当地には、鉄鉱石の鉱床があり一八世紀末から鉄工所で働く労働者が居住していたが、戦争で大きな被害を受けた。⁽⁶⁾後に都市権を得るトマシュフ（町の名は父の名トマシュから採られた）は、この鉄鉱石鉱床に近い上、ウルボルカ川にも近く、豊富な水力を工業用水として利用することが可能だった。一方、ウヤズドは水の便が悪く、工業には不適であった。そのため、一八一七年にウヤズドにやってきた毛織物工のグループが、土地を不適として他地域に移ってしまった。⁽⁷⁾これらのことから、工業を所領経営の柱とするアントニは、所領の中心地をウヤズドからトマシュフに移転しようとして計画した。

アントニ・オストロフスキは、ウヤズド領を次の三つの地域に分けて経営する青写真を抱いていた。まず、トマシュフと、鉄工所のある集落アントリンを中心とした商工

業地域。ここでは繊維工業と鉄工業の発展に努力する。その住民には、農地（一モルグ）を割り当てて耕作させる。

第二に、農業と工業との中間地域。ここでは野菜や工業用作物などの商品作物栽培が促進された。この地域は、「中間的な」手工業者、特に毛織物工の集住地として期待された。第三は農業地域。ここでは地代の金納化と農民への暫時的な所有権移譲が図られた。ただし「領主の損失は最小限に、かつ文化的水準や農民の状態は最高に」するという前提であった。アントニは、この三つの地域の他に、十一月蜂起直前には、蜂起の戦力として兵士Ⅱ農民居住地を設けることも考えていた。⁽⁸⁾

この計画をみると、アントニが、工業化と貨幣経済の浸透を目指した近代的所有権経営を行なおうとする中で、常に工業と農業の未分化状態を是認していたことがわかる。前述のように彼は、工業発展が農民の現金収入獲得の機会を増大し、ひいては貨幣地代の徴収を可能とする、と考えていた。⁽⁹⁾即ち労働者への賃金は、地代の形で領主の懐に戻るはずであった。また当時、工場の熟練労働者といってもその多くは、農業を副業とする手工業者であった。ここに一八世紀末、自分の工場に招く職工のモデルを、「自家で農耕もする職人⁽¹⁰⁾」としたウオヴィチの領主との類似性を見る

ことができる。

所領経営の統括者は、領主アントニであった。その補佐役として管財人がおかれていた。管財人は、フォクヴァルクを直接管理する監督官の任命権と監督権を持ち、必要に応じ領主の名で仕事を行なった。監督官は、各フォルヴァルクに一人ずつおかれ、フォルヴァルクを管理し、週に一度報告書を作成する義務があった。管財人は、監督官と共に年に一度、領地経営報告書を領主に提出した。彼らの下にはさらに、会計、鉄工所書記、酒類製造販売書記、森番などがおかれていた他、「ポーランド問題秘書官」「外交秘書官」等の役職もあった（書記の役は年によって請負制をとった）。また一八一一年には、領内のみで通用する金券も発行された。所領の職員たちは当地を「ウヤズド国家^{Państwo Ujazdowskie}」と呼び、あたかも独立国のようであった。

アントニは、父から所領を引き継ぐとすぐに、それまでの管財人を解雇して、新たに幾何学者A・プロコポヴィチを任命した。しかし彼は新領主の期待に応えられず、一八一九年には中流シラフタ出身のS・オルシェフスキが新たに管財人となった。彼は有能で、新領主に忠実であり、トマシュフの建設に実際に携わることになった。⁽¹¹⁾

ウヤズド領は砂利と砂地の多い、瘦せた土地が大部分であった。肥沃な他のポーランド地域と異なり、小麦を生産できる土地は少なく、ライ麦、燕麦生産が主であった。しかも他の所領と比較して、森林面積の割合が大きかった。これらの点も、トマシュアアントニが、農業一辺倒ではなく工業生産に目を向けた一因であつたろう。

一九世紀初頭には、ウヤズド領ではまだ伝統的な三圃制農業が中心であり、土地保有農に対して、家畜賦役週三日、手賦役一日が課せられていた。そうした中でアントニは、所領の農業生産の向上に努めた。地味の改良を行ない、王国で最初といわれた大規模な排水施設をつくった。当時まだ稀であつたジャガ芋の作付けを、一八一二年以来普及させた。また、亜麻、染色用茜といった繊維工業作物を植え、一八二三年にはメリノ種羊一、二〇〇頭を所領に導入し牧羊を試みた。しかしこれらの工業用作物用地や牧草地面積はいずれも小さく、トマシュアの繊維工業需要を賄う生産量を供給することは不可能であつた。

醸造業に関してもアントニは、所領内でビール製造用にホップを生産し、一八一九年からは醸造用に領内で生産されたジャガ芋を使用し始めた。また一八一四年、ウヤズドの醸造所に、全国に先駆けて最新式機械を導入したため、

生産は飛躍的に拡大した（醸造所は一八二〇年代にトマシュフに移転された）。一八二四年には、ビール工場がウヤズドとトマシュフに建てられた。

ポーランド王国では、私領地の酒造・販売独占権（プロピナーツィア権）は領主が所有しており、その収益は所領収入において大きな割合を占めていた。特に農業以外に収入源のない所領では、プロピナーツィア収入が最大の現金収入源であつた。また多くの私領都市では、都市領主がプロピナーツィア権を所有しており、農村住民と同様都市住民からも収入を得ていた。¹⁴⁾

前述したように、ウヤズド領では一八世紀末、トマシュの代に鉄鉱石鉱床が発見された。それを原料として一七八八年、大炉と平炉を備えた製鉄所が建設された。燃料は領内の森林から伐採した木材を使用した。当初は国内の鉄不足のため、製品は飛ぶように売れ、工場からの収益は順調に伸びた。その結果、一八〇一年には、所領収入全体において、鉄鋼業収入の占める割合が最も高く、五六・八パーセントに達した。次いでプロピナーツィア収益二四・八パーセント、フォルヴァルクからの収益一四・二パーセント、地代収益四・二パーセントであつた。しかしワルシャワ公国が消滅し、プロイセンから鉄が王国内に流れこみ鉄

製品価格が下落した上、ポーランド王国政府が開発に尽力した、近郊のスタロポルススキエ地域における鉄生産が急増したため、当地産の鉄製品は激しい競争にさらされることになった。

ウヤズド領で採掘される鉄鉱石の質は低く、新燃料である石炭の入手も困難であった。これらの結果鉄鋼業からの収入は減少し、一八二〇年には全収入の二三・五パーセントにまで低下した。アントニは鉄鋼業生産に直接関与するのを諦め、一八一九年には大炉と平炉五基を請負いに出すことにした。また一八二二年にトマシュフ近郊に、最新式のキューポラを備えた鉄工所を設立し、請負に出した。それにより一八二六―三〇年には生産は増大し、一八三〇年にはこの鉄工所には五五人が働き、鉄生産は一八三三年と比べ五割増大した。しかし同年、鉄鋼業収入は所領収入全体の一〇・一パーセントに止まった。

鉄鋼業収入の減少に伴い、プロピナーツィア収入の割合は順調に増大した。一八二〇年には全収入の二一・四パーセント、一八三〇年には五九・四パーセントとなった⁽¹⁵⁾。この背景には、酒造技術の機械化と共に、この時期に入植者が増大し酒類消費量が伸びたことがあげられる。このことから、アントニが所領において最も工業化に尽力した一八

二〇年代においても、所領全体では、工業からの収益よりも、プロピナーツィアという封建的な方法での収益の方がまさっていたことがわかる。

ウヤズド領における工業施設は、上記の他に、煉瓦工場、製紙工場、製粉所などがあった。これらの工業生産はいずれも、領内での原料調達をめざしていた。この点に關しては、鉄鋼業、繊維工業も例外ではなかった⁽¹⁶⁾。

註

- (1) *Historia Polski*, s. 112
- (2) R. Kotewicz, *A. Ostrowski...*, s. 35
- (3) A. Ostrowski, *op. cit.*, s. 179, R. Kotewicz, *op. cit.*, s. 64
- (4) *Ibid.*, s. 43
- (5) A. Ostrowski, *op. cit.*, s. 126
- (6) *Dumała, Przemiany przestrzenne miast i rozwoju osiedli w Królestwie Polskim w latach 1831-1869*, Warszawa 1974, s. 259
- (7) R. Kotewicz, *A. Ostrowski...*, s. 82
- (8) A. Ostrowski, *op. cit.*, s. 156-160, R. Kotewicz, *A. Ostrowski...*, s. 86
- (9) *Ibid.*, s. 170
- (10) W. Kula, *Sztuce...*, s. 692

- (11) R. Kotewicz, *A. Ostrowski...*, s. 47-50
- (12) *Ibid.*, s. 56
- (13) *Ibid.*, s. 73-75
- (14) 領主のプロビナーツィア権については、前掲拙稿「私領都市…」参照。
- (15) R. Kotewicz, *A. Ostrowski...*, s. 36-7
- (16) *Ibid.*, s. 72-75

IV トマシユフ・マゾヴィエツキの建設

I で見たように、一九世紀初頭、後のウッチ工業地帯の領主たちは、自領内の集落や私領都市に、あいついで毛織物工を入植させつつあった。オストロフスキがスタシンスキ（オゾルクフ領主）やブラトシェフスキ（アレクサンドルフ領主）の成功に倣って、繊維工業技術者や職人の入植に本腰を入れるようになったのは、一八二〇年以降のことである。

入植者の増大には、ロシアやポーランド王国政府の政策が関与していた。一八一五年に、ロシア・プロイセン間及びロシア・オーストリア間において、一八二一年までの六年間に限り、三分割領間の移住の自由を許可するという契約が締結された。さらに一八一六年、ポーランド王国政府

による「有用な外国人」への特権付与が始められた。その特権とは、家屋用敷地と庭地の付与、六年間の税金及び地代の免除、国内に持ち込まれた動産への関税免除、移住者とその息子の兵役免除等であった。⁽¹⁾ この法令は、プロイセンの関税政策のためにロシア市場から締め出されたプロイセン、ザクセン、ボヘミア等の繊維工業職人の大きな関心をよんだ。これと前後して、ウッチ工業地帯の政府所有都市にも職人が入植した。政府所有都市カリシには、レツファン兄弟のように、後に大工場を設立する技術者が到来し、羊毛工業がさらに発展した。一八二〇年代には、政府所有都市ズギェシが羊毛工業中心都市に成長した。⁽²⁾

ウッチ工業地域における入植者の受け入れは、前述のように一八世紀後半から始まっていた。その中には工業、手工業従事者のみならず農業従事者も含まれていた。一八一〇—一七七年に、ドイツ諸領邦からポーランド王国への入植者は五万五千人とされる。そのうち一八一〇—一九年の入植者は約二万人であるが、彼らは農業的な性格が強かった。一八一九—一七七年には約三万五千人が入植したが、その四分の一が農業従事者であった。⁽³⁾ ウッチ工業地域への入植者は、他の地域と比べ手工業者が多かったが、農業従事者も含まれていた。オストロフスキも、一八二〇年代に農

業入植者一三八人と契約し、七つの貨幣地代集落をつくって彼らを住ませた。

私領都市や集落では、領主と入植者間で契約が交された。入植者に貸与された土地の広さは、オゾルクフやアレクサンドルフでは一・五―二モルギであった。トマシユフの場合は、各人に応じて非常に多様であり、契約の多くは口頭でなされた⁽⁴⁾。地代免除期間は、オゾルクフ二・五年、コンスタンティヌフ三・五年に対して、トマシユフは六年間であった。地代は一モルギにつきオゾルクフ一五ズウォーティ、アレクサンドルフ一二ズウォーティ、コンスタンティヌフ一八ズウォーティに対し、トマシユフは八ズウォーティとかなり安く定められていた⁽⁵⁾。

オストロフスキは、他の都市領主よりも精力的に入植者の募集にあたった。多くの都市領主が代行人を国外に派遣する中で、オストロフスキは一八二一年以来何回も自らシロンスクやザクセンに足を運び、得意のドイツ語を生かして、一八三〇年には募集パンフレットの作成にあたった。そこには、トマシユフが「理想的な居住地であり、工業が発展し、誰でも領主の援助や保護が受けられる。……アメリカに行こうと思っているものは行く先を変えた方が良い」と書かれていた⁽⁶⁾。

勃興しつつあるウッチ工業地帯の都市や工業集落の代表者や代行人は、争って移住者を獲得していた。例えば一八二四年、政府所有都市の代行人がボヘミアでウッチへの入植者を募ったが、帰途、代行人が高額の謝礼金に心動かされ、入植者をズドゥンスカ・ヴォラへ向かわせた⁽⁷⁾。オストロフスキも、政府所有都市に向かおうとしていたドイツ人職人を、説得してトマシユフに連れてきた⁽⁸⁾。また外国人手工業者が町にいったん到着しても、より良い条件を求めて他の町に移る者も多く、工業中心地は互いに移民を奪い合うような状況であった。そのような中で、オストロフスキの努力が効を奏して入植者は増え、ウヤズド領の定住人口は一八二二―二五年に二、二七七人から三、五五五人に増大した。その中でトマシユフの人口は、一八二三年にはわずか三〇数人であったが、一八二五年には七三五人、一八三〇年には三、二五〇人、非定住者を含めれば五、〇〇〇人に膨れあがった⁽⁹⁾。

この驚異的な人口増の背景には、オストロフスキによる膨大な建築工事があった。彼は工場や住宅の建設を行ない、それを入植者に貸したり売ったりした。一八二六年に彼は、工場や居住用住宅を、トマシユフだけで九二一件、一八、五五〇ズウォーティで、領地全体では一四八一件、

二五、一三三ズウォーティで売った⁽¹⁰⁾。さらに二つの大羊毛紡績工場を建設し、外国人技術者に使用権を与えた。この二つは最新型紡績機を備えたオッフエルマン工場（一八二五年設立）と、シュタインマン工場（一八二六年設立）として、トマシュフ繊維工業発展の牽引車となった⁽¹¹⁾。

また、他の私領都市領主と同様、オストロフスキも個々の小生産者用に縮絨所を建設した。トマシュフの縮絨所は、一八二六年にはオランダ式の設備を備え、ウッチ工業地域で最も生産量の高い縮絨所となった⁽¹²⁾。トマシュフ産の織布は、生産量でこそオゾルクフに劣っていたが、品質の点では優っていた。これは領主自らが管理した技術水準の高さによるものといわれる。さらにオストロフスキは自ら紡糸貯蔵庫を建てて生産者用に原料を確保した他、一八二四年には羊毛原料・製品販売会社を設立して、製品の販売にも努力した。また小生産者に対し製品を⁽¹³⁾抵当に金を貸す、「領主銀行」とよばれる金融機関もつくった。

増え続ける入植者用に、オストロフスキは新集落トマシュフに蕭洒な店や居酒屋を建て、その経営を監視した。一八二八年の管財人の報告書には、ドイツ人入植者は、当地の酒に満足しているか、どの店で気晴らしするかといった、領主の細かな質問とその応答がみられる。このような

配慮をしたのは、酒の消費量がプロピナーツィア収入に即反映するためであった。また彼は、プロテスタント教会を建設し、劇場建設まで計画した⁽¹⁵⁾。さらに水捌けの悪いトマシュフでの建設に伴い、領主は排水施設を整備し、新たに建てた外国人用の家屋に水害が及ばぬように気を配った⁽¹⁶⁾。このように、オストロフスキはインフラストラクチャーの整備から、石造建築物や工場の建設に至るまで、トマシュフの土木工事の大部分に投資したのである。まさに彼は、トマシュフを、彼の言うところの入植者の「物理的道德的な真のオアシス」⁽¹⁷⁾にしようとしたのであった。

こうした大事業には莫大な資金を必要とした。当時ポーランド王国政府は、民間の工業経営へも助成金を出しており、近隣の私領都市領主の中には政府から資金を借りる者もあった（例えば、ズドゥンスカ・ヴォラの領主は内務省から五万ズウォーティを借りていた⁽¹⁸⁾）。しかしオストロフスキは政府の工業助成金を受けなかった。その代わり彼は主に、一八二五年に設立された「土地信用協会」から、所領を⁽¹⁹⁾抵当として資金を借りた。ウヤズド領は、当時三〇万ズウォーティまで信用を引き出し得た。さらに彼は、一八二八年に設立されたポーランド銀行に期待を寄せ、トマシュフにその支店を建設しようと努力した。またユダヤ人

資本家からもしばしば借金をした。⁽²⁰⁾

オストロフスキは、ウッチ工業地域の私領主の中では最も富裕なグループに属しており、近隣の私領主にも現金を貸し付けるほどであった。しかし借金はなかなか返済されず、農業からも鉄鋼業からも思うように収益は上がらなかった。しかも一八世紀末にはワルシャワの大銀行は破産しており、頼るべき民間銀行は存在しなかった。オストロフスキは「土地信用協会」の設立までは、プロピナーツィアからの収入と、領内のみで通用する金券を発行すること⁽²¹⁾で、資金を工面した。

オストロフスキはまた、ウッチ工業地帯の工業化推進者であるマゾフシェ県知事レンビエリンスキと個人的に対立していた。両者の確執は、一八二四、二五年における、政府所有都市ラーヴァとトマシユフ間での移民の取り合いが発端といわれる。この二つの集落は近隣に位置しており、レンビエリンスキはラーヴァを発展させようとしていたが、トマシユフの急成長のためにそれがはばまれていた。⁽²²⁾

両者は、前述したようにユダヤ人問題についても意見を対立させていた。レンビエリンスキの指示にもかかわらず、アントニはウヤズドにユダヤ人居住区をつくらなかった。トマシユフでは町の中心地がユダヤ人共同体に委ねら

れたため、彼らはシナゴーグや共同浴場、ユダヤ人学校などを建てた。オストロフスキはトマシユフを、ユダヤ人にとって、「真の自由、偽りなき平等、愛、平和、安全を意味する『約束の地』」⁽²⁴⁾にしようと考えていた。十一月蜂起時にはオストロフスキは、ユダヤ人をポーランド人側の戦力に加えようとさえした。トマシユフにおけるユダヤ人の存在は、新たに入植したドイツ人の反感を買うこともあったが、領主はユダヤ人の流入を制限しようとはしなかった。その結果、町のユダヤ人人口は一八二九年、全人口の二八・八パーセントを占めたが、この割合は他の新興工業都市と比べて高かった。⁽²⁵⁾

政府所有都市の発展に尽力するレンビエリンスキにとつては、オストロフスキとトマシユフは目ざわりな存在であった。トマシユフの都市権付与問題をめぐる内務省宛の報告書の中で、レンビエリンスキは、トマシユフについて、「至る所で封建主義の精神が見られます。領主は自分の支配権を強めようとしており、市民的自由も行政への信頼も見られません。……オストロフスキは常に自分のこととトマシユフのことしか考えていないので、ポーランドの国の基準から外した方が良いでしょう」としている。⁽²⁶⁾

外国からの入植者が増える一方で、農民の賦役や強制労

働も続けられていた。これらの義務は、ウヤズド領に以前から居住していた農民世帯に課されていた。彼らは、鉄工所の不熟練労働力として、またトマシュフ及び近郊の道路整備、輸送にも強制労働で駆り出された。⁽²⁷⁾ トマシュフにはさらに、ポーランド王国内各地の都市や農村からも、毛織物工その他の繊維手工業者や見習い、日雇いが流入してきた。しかし手厚い保護や特権の対象となつたのは、外国からの入植者に限られていた。国内出身の日雇いや出稼ぎ労働者は、トマシュフ郊外の指定された地区に、自分で掘って小屋やバラックを建てて住まねばならなかった。⁽²⁸⁾

一方、外国からの入植者も決して富裕な人々ばかりではなかったことが、付表から分かる。表は、管財人オルシェフスキが作成した、一八二八年第一四半期のトマシュフ定住登録者一〇五名の記録である。全体では、有職者三三名中、家族を伴う者は二三名、現金持参者は一三名である。即ち半数以上の者が、着のみ着のままに近い状態で、家族を引き連れて住み慣れた土地（三三名中二八名の最後の逗留地はプロイセン領）を離れ、トマシュフに定住したのである。彼らは入植当初、領主による保護を受け得たとしても、その生活は苦しいものだったであろう。職業別でみると、三三名中二〇名が織物・染色・刈毛職人といった繊維

工業関係の職人である。そのうち一七名が家族を伴い、八名が幾何かの金額を持参している。その他の職業では、日雇い六名（うち四名が女性）が数の上で目立っている。以下、製粉職人二名、製紙職人、化学技術者、音楽家、小売商人、製パン職人各一名であった。持参した金額が最も高いのは、小売商人の三万ズウォーティで、彼はトマシュフでは羊毛紡績工場を請け負った。おそらく彼は、当地に来ることを熱心に勧められたのであろう。領主の保護は、持てる者に手厚い傾向にあった。また付表には出身民族名は記されていないが、一〇五名中プロテスタントは九五名であり、ドイツ系の姓名が多い。

トマシュフの非定住人口は年々増え続け、その割合は全人口の一八二〇年代前半には三―五割に達した。急増する外部からの流入人口は、社会不安を生んだ。史料からは一八二〇―三〇年代にかけて、窃盗、餓死、殺人などの事件が頻発していたことがわかる。例えば、一八二五年には国外（クラクフ）からワルシャワに向かう途中の二人の遍歴職人（石工と毛織物工）が、トマシュフで行き倒れになった事件。⁽²⁹⁾ 一八二九年には女工が毛織物工場経営者に殴打されて死亡した事件。⁽³⁰⁾ 一八三〇年には紡績工場で日雇いが衰弱死する事件。⁽³¹⁾ 一八三二年には日雇いが紡糸を盗んだ事

⁽³²⁾件。一八三四年には子供の死体が墓地に放置されていた事
⁽³³⁾件等がみられた。

とりわけ大事件となったのは一八二七年五月、軍隊の派遣にまで至った毛織物職人の反乱である。⁽³⁴⁾これは棍棒や斧で武装した毛織物職人たちがユダヤ人商店と住居を襲い、店にいたロシア人商人と女性その他の人々に乱暴をふるい、店を打ち壊して金品を奪った事件である。襲われたユダヤ人商人は、トマシユフの消費税徴収請負い権を持っていた。生活に行きづまっていた職人たちは、富裕なユダヤ人を標的にしたのである。町の責任者は軍隊と憲兵の派遣を要求し、町は警察の厳しい監視のもとにおかれた。

このような職人の反乱は一八二三年以来、⁽³⁵⁾パビヤニツェ、ワルシャワ、ウッチで頻発しており、一八二七年にはズギェシでも大規模な反乱が起こった。トマシユフでの反乱を期に、レンビェリンスキは、警察による秩序を維持する必要から、トマシユフへの都市権付与を承認する方向に大きく傾いていった。それは「人口二千人以上の集落に都市権を付与する」という王国内務省の方針に沿ったものでもあった。⁽³⁶⁾

註

- (1) G. Missalowa, *op. cit.*, s. 62
- (2) K. Dunak, *op. cit.*, 227, 232
- (3) G. Missalowa, *op. cit.*, s. 51
- (4) R. Kotewicz, A. Ostrowski, s. 88
- (5) J. König-Jazdzyska, 'Geneza rozwoju miasta kapitalistycznego w łódzkim okręgu przemysłowym', *Przegląd Nauk Historycznych i Społecznych*, V, Łódź 1954, s. 103
- (6) R. Kotewicz, A. Ostrowski, s. 84
- (7) A. Rykowska, *Działalność gospodarcza władz Królestwa Polskiego na terenie Łodzi Przemysłowej w latach 1821-1832*, Łódź 1951, s. 26
- (8) R. Kotewicz, A. Ostrowski, s. 138
- (9) *Ibid.*, s. 86-87 ; A. Ostrowski, *op. cit.*, s. 134
- (10) *Ibid.*, s. 38
- (11) Dunak, *op. cit.*, s. 228
- (12) G. Missalowa, *op. cit.*, s. 149
- (13) J. König-Jazdzyska, *op. cit.*, s. 105 ; A. Ostrowski, *op. cit.*, s. 116
- (14) ZHM, s. 421-3
- (15) R. Kotewicz, A. Ostrowski, s. 90 ; G. Missalowa, *op. cit.*, s. 132
- (16) ZHM, s. 421

- (17) A. Ostrowski, *op. cit.*, s. 116
- (18) J. Smiałowski, *Zduńska Wola, Łódź 1970*, s. 24
- (19) R. Kólewicz, *A. Ostrowski*, s. 40
- (20) *Ibid.*, s. 41, 93
- (21) *Ibid.*, s. 38
- (22) *Ibid.*, s. 41
- (23) *Ibid.*, s. 138
- (24) A. Ostrowski, *op. cit.*, s. 162
- (25) R. Kólewicz, *A. Ostrowski*, s. 150, 153
- (26) *ZHM*, s. 515-516
- (27) *Ibid.*, s. 421
- (28) K. Dunaka, *op. cit.*, s. 261
- (29) *ZHKR*, s. 69, 159
- (30) *Ibid.*, s. 202
- (31) *Ibid.*, s. 206
- (32) *Ibid.*, s. 160
- (33) *Ibid.*, s. 161
- (34) *Ibid.*, s. 584-5, G. Missalowa, *op. cit.*, s. 101, 145
- (35) *Ibid.*, s. 143-144
- (36) *ZHKR*, s. 588

V 都市権獲得

一八三〇年七月、トマシユフ・マゾヴィエツキは都市権を獲得した。都市権付与契約書の主な項目を以下まとめてみよう。まず当市の領主は、シラフタ都市(＝私領都市)所有者に許可されているプロヒナーツィア権を与えられる。市警察は、領主の承諾がなければ今後ユダヤ人の居住を許可しない。年市は年一二回、年市の翌日は牛馬の市が立つ。週市は各月曜と木曜。市金庫への収入としては、毎年領主からの寄付六〇〇ズウォーティ、不動産所有者から年額合計一二〇〇ズウォーティ(防災協会への支払いのため)の他、度量衡税収入、年市・週市税収入、屠殺場・パン焼き窯税収入、職業税収入があげられる。市の財政は、市長や職員、警察への給与、舗装道路、井戸、市の建物維持費等に充当される。都市領主は、市長候補者二人の指名権が与えられる。うち一人は市政府によって選ばれる。

以上を都市領主側から見ると、都市権を得たことによって、それまで独占してきた数々の権限や収入を市政府に渡さねばならなくなり、所領経営の点からするとかえってマイナスである。またユダヤ人の居住については、契約書では政府が領主に譲歩した形となったが、領主側からすれば市警察を通じて国家権力の介入を許すことになった。

そもそも一八世紀までの私領都市と一九世紀以降のそれ

との相違は、後者では国家権力の介入が強化されたことである。特にワルシャワ公国期から都市には市政機関を設けることが義務づけられ、ポーランド王国期には、市長候補者は市民によって選出され、王国内務省によって任命されねばならなくなった。その上政府から、都市監視官が派遣されることになった。⁽²⁾これにより私領都市住民の権利意識が強まり、一八世紀から各地で起きていた都市領主と住民との対立は、一九世紀に入りさらに激しくなっていた。⁽³⁾

ウヤズドの領主でもあったオストロフスキは、こうした領主と都市民との確執を知りながら、なぜトマシュフの都市権をあえて獲得しようとしたのであろうか。商工業営業権に関しては、オストロフスキは一八二四年、「工業集落 *osada fabryczna*」権を獲得しており、都市権がなくとも住民は商工業に従事できたはずである。⁽⁴⁾その上、前述したようにレンビェリンスキとの対立もあった。この問題を考えるには、政府側の態度の変化と都市領主の意識の二面からみてゆく必要がある。

王国政府はこの時代、商工業が振わず市政維持費を出せないような貧しい小都市を、村に格下げする政策を採っていた。それによって、一八二〇―二五年には、二二都市が村行政機構に格下げされた。⁽⁵⁾その一方で、ある集落の商工

業発展が進み、農村とは明らかに異なる都市的性格を持った時、政府は都市権付与をしづることはなかった。特にその主導者が政府ではなく個人であった場合、経費はその個人が都市領主が負うことになったから、政府としては好都合であった。都市権をほとんど与えなかった一九世紀後半とは異なり、この時代の政府は都市権付与には柔軟であった。その好例として、アウグストウフ県の町ポニエモンがあげられる。この私領都市の領主は、都市権放棄を願い、一八二五年に都市権を失った。しかしユダヤ人居住状態を考慮して領主が都市権を再申請し、一八三六年にはそれが認められた。⁽⁶⁾トマシュフの場合は、この町よりさらに商工業が栄え、王国内務省の定めた都市基準である人口二千人を、一八二五年にははるかに超えていた。

オストロフスキは、自身も住民もトマシュフの都市権を積極的に要求していたのではないと書いている。彼によればトマシュフの都市権は、領主と住民が自発的にはめた足枷であった。⁽⁷⁾その理由の一つに、当時火災保険がかけられる工場設備は、都市に建設されていることが条件とされていたことがある。「国内火災協会」の保障がなければ、ポーランド銀行からの借入れも困難であった。アントニも町の工場主も、資金を必要としていた。さらに彼らは、増

え続ける流人民や下層民を統制するため、警察の力を借りなければならぬ立場に立たされていた。

自らの領地を理想郷としようとしたオストロフスキにとって、新たに都市権を得ることは、新集落に都市という箱を付け入植者を引き付けやすくする反面、自らの権力を弱めることをも意味していた。都市権付与決定がオストロフスキに通知された一八二八年一月に、彼はトマシュフの市長に自領の管財人を指名することで、それに抵抗しようとした。また市庁舎建設に大金を出すことも渋り、権益を固持しようとした。⁽⁸⁾

都市権を得たトマシュフは、ウヤズド領の首都としてさらに発展するはずであった。しかし一八三〇年、十一月蜂起の勃発がすべてを変えてしまった。蜂起軍司令官となったオストロフスキは、自領の農民や都市民に、蜂起軍に入隊すれば土地所有を認めると提案し、兵力を集めた。⁽⁹⁾しかし領主の努力は功を奏せず、蜂起軍は敗北した。蜂起軍とロシア軍の戦いは、再びウヤズド領を荒廃させた。領主は刑を逃れるため、その発展に心血を注いだ領地と祖国をあににした。

註

- (1) ZHM, s. 522-525
- (2) Śmiadowski, op. cit., s. 21
- (3) 拙稿「ロシア領ポーランドにおける小都市問題——一八六〇年代の改革を中心に——」『西洋史学』一七七号、一九九五年を参照。
- (4) R. Kotewicz, A. Ostrowski, s. 144
- (5) M. Ryczynowska, *Zmiana miast na wsie i osady wiejskie w Królestwie Polskim w latach 1815-64*, Warszawa 1991, maszynopis, s. 49
- (6) *Ibid.*, s. 96
- (7) Kotewicz, A. Ostrowski, s. 143
- (8) *Ibid.*, s. 144
- (9) *Ibid.*, s. 171

終わりに

トマシュフ・マゾヴィエツキは一八三二年、ポーランド王国国庫の管轄下に置かれた後、一八五一年には正式に政府所有都市となった。そのため都市権を得てから、「私領都市」であった期間は、二年にも満たなかった。それでも領主によって都市としての基盤がつくられたこの町は、その後繊維工業の中心地としてさらに発展し、ウッチ工業地

帯の中で重要な位置を占め、現在に至っている。

本稿では、トマシュフ・マゾヴィエツキの領主と都市建設を中心に、貴族による工業化の試みを検討した。Iでは、トマシュフが位置したウッチ工業地帯における、一八世紀末から一九世紀にかけての、私領都市と工業化の状況を概観した。そこでは大司教所有都市のウォヴィチとスキエルニエヴィツェにおける繊維工業マニユファクチュアを例としてみた。クーラによれば、このマニユファクチュアは次のような性格を持っていた。一、大封建領主に属し、領地に依存し、所領収入拡大を期待された。労働者への賃金は地代になって領主の懐に戻る。二、農村の強制労働に依存する。三、製品は封建領主や警察、軍隊に買い取られる。四、資本の調達方法に株式資本など資本主義的な性格が見られる。五、技術者、手工業者は国外や旧ポーランド領域から招く¹⁾。

II以下の章では、ウッチ工業地域の一私領都市トマシュフ・マゾヴィエツキを例に、その建設過程の実態を見た。その特徴を考えてみると、右記のクーラの挙げた五つの性格のうち、程度の差はあれ、一、二、五があてはまるであろう。この三点は、所領と工場（私領都市）経営との結びつきや労働力の性格についてであり、これらにおいて一八

世紀末の大司教領の工場と一八二〇年代のトマシュフとの共通性が見られた。他方、三の市場については状況は異なる。一八世紀末には狭い国内市場が中心だったが、一八二〇年代には、ロシア政府とポーランド王国政府の保護政策によって準備された東方市場が重要であった。また四の資本については、トマシュフの場合は、工場ではなく都市建設を見たので、ここでは比較の対象にはしない。しかし領主が様々な資本調達方法を考えていたことは確かであった。

一九世紀初頭の大貴族の中には、アントニ・オストロフスキのように、現実的な国際状況の判断によって、計画的に所領経営を行なう中で工業化を試みる者が存在した。自らの理想に基づいた彼の行動は、時として政府の工業振興政策とぶつかるほど積極的なものであった。また彼の入植者誘致活動は、当時の関税政策の影響で職を失ったプロイセン領の職人を引き付けた。このような過程において、領主の思惑とは無関係に、集落は都市権を必要とするようになり、これを獲得したことで工業都市が誕生した。オストロフスキのような大貴族の活動があったからこそ、成立したばかりの弱体なポーランド王国政府が、いち早く的確な工業振興政策を打ち出すことができ、成果を上げ得たとい

表 1828年第一四半期におけるトマシュフ・マゾヴィエツキの国外からの定住者

番号	姓名	年齢	出身地	最後の逗留地	宗教	職業	持参金額	現在の職業
1	Karol Moritz	25	ザクセン	…	プロテスタント	織物職人	100zlp	織物業
	Johanna	26	…	"	"	妻		
	Karol	6	Görlitz	"	"	息子		
2	Johann Weindner	30	…	プロイセン	"	織物職人	100	織物業
	Karolina	22	Grünberg	"	"	妻		
	Dorota Jeszkie	58	Görlitz	"	"	寡婦		
3	Jozef Rothbauer	31	Benschausen	ワイマール	カトリック	製紙職人	0	製紙業
	Wilhelmina	30	Kodziese	プロイセン	プロテスタント	妻		
	Heinriclla	5	"	"	"	娘		
4	Antoni Jensch	40	Goldberg	"	"	織物職人	500	織物業
	Joannna	47	"	"	"	妻		
	Helena	16	"	"	"	娘		
	Juriusz	17	"	"	"	息子		
	Moritz	13	"	"	"	息子		
	Heinrich	2	"	"	"	息子		
5	Ernst Szabler	20	Mutzchen	"	"	染色職人	0	染色業
	Marcin Geizlor	35	…	"	カトリック	刈毛職人	0	
	Rosina	30	"	"	"	妻		
7	Augusta	3	Grünberg	"	"	娘		織物業
	Schultz	48	プロイセン	"	プロテスタント	織物職人	0	
	Fryderyka Schultz	38	"	"	"	妻		
	Karol	6	Gülitz	"	"	息子		
	Krystyna	5	"	"	"	娘		
	Johanna	3	"	"	"	娘		
8	Johanna Adam	48	"	"	"	日雇い	0	日雇い 日雇い
	Juliana	19	"	"	"	娘		
	Frydrych	10	Goldberg	"	"	息子		
	Augustyna	8	"	"	"	娘		
	Andrzej Ekmitz	44	Soldin	"	"	織物職人	0	
9	Szarlota	38	"	"	"	妻	0	織物業
	Johanna	16	"	"	"	娘		
	Szarlota	14	"	"	"	娘		
	Karol G. Konrad	43	Goldberg	"	"	織物職人	0	
11	Johanna	26	Hoiny	"	"	妻	0	織物業
	Johanna	6	Goldberg	"	"	娘		
	Jan Graff	32	m. Bisku…	Kraków	"	織物職人	500	
	Eleonora	26	"	"	"	妻		
	Edward	10	Kraków	"	"	息子		
12	Johanna	6	"	"	"	娘		織物業
	Johan Sznayder	31	Görlitz	Görlitz	"	織物職人	500	
	Krystyna	30	"	"	"	妻		
	Emilia	7	"	"	"	娘		
13	Berta	2	"	"	"	娘		織物業
	Johann Gunert	49	"	Bunzlau	"	織物職人	500	
	Eleonora	44	"	Görlitz	"	妻		
14	Johann Hymer	49	Wölsdorf	"	"	織物職人	200	織物業
	Maria Zuzanna	39	…	"	"	妻		
	Marta	15	Wölsdorf	"	"	娘		
	Johann	12	"	"	"	息子		
	Johanna	9	"	"	"	娘		
	Zuzanna	7	"	"	"	娘		
	Maria	3	"	"	"	娘		

15	Benjamin Fauzt	38	Rawitz	プロイセン	"	織物職人	0	織物業
	Chrystyna	33	Goldberg	"	"	妻		
	Amalia	12	"	"	"	娘		
	Morytz	8	"	"	"	息子		
	Askiel	6	"	"	"	息子		
	Henrietta	2	"	"	"	娘		
16	Johan Schultz	45	...	Görlitz	"	織物職人	0	織物業
	Johanna	24	Bunzlau	プロイセン	"	妻		
	Wilhelm	6	Görlitz	"	"	息子		
	Chrystiana	5	"	"	"	娘		
	Friedrika	2	"	"	"	娘		
	Karol	1	"	"	"	息子		
17	Krystyna Krauze	52		Görlitz	"	日雇い	0	日雇い
18	Krystyna Knobloch	18		"	"	"	0	日雇い
19	Dawid Murchner	35	Leszno	プロイセン	"	製粉職人	6000	製粉業
20	Karol Pelny	45	Berlin	Szmiedeberg	"	化学技術者	900	化学技術
	Wilhelmina	40	"	"	"	妻		
21	Samuel Sztupfer	39	Wroclaw	プロイセン	"	織物職人	0	織物業
	Mania	36	"	"	"	妻		
22	Jozef Malach	35	Potulic	"	"	日雇い	0	日雇い
	Anna	27	"	"	"	妻		
	Maria	7	"	"	"	娘		
	Katharina	2	"	"	"	娘		
23	Gotfried Ruzske	27	Görlitz	...	"	日雇い	0	日雇い
24	Marcin Arnd	27	"	"	"	織物職人	0	織物業
	Dorothea	22	"	"	カトリック	妻		
	Johanna	11	Rogozno	"	プロテスタント	娘		
	Franciszek	6				息子		
	Karol	1				息子		
	Henrietta	10				娘		
	Gotthelf	4				息子		
	Karol Liszko	28	Görlitz		カトリック	織物職人	0	織物業
26	August Minzberg	26	Grünberg	プロイセン	"	音楽家	0	音楽
27	Piotr Peter	29	...	...	"	刈毛職人	0	刈毛業
	Maria	25				妻		
28	Karol Gulsch	24	Rackwitz	プロイセン	プロテスタント	製粉職人	900	製粉業
29	Franciszek Zimmermann	28	...	"	"	製パン職人		製パン業
	Henrietta	27	Berlin		"	妻		
	Matylda	4	"	"	"	娘		
	Maria Heinrich	48	...	"	"	姑		
30	Krzysztof Ritter	41	Kania	Brunberg	"	日雇い		日雇い
	Karolina	30	"	"	"	妻		
	Friedrich	6	"	"	"	息子		
	Luiza	10	"	"	"	娘		
31	Franciszek Dantin	34	Aachen	プロイセン	カトリック	小売商人	30000	羊毛紡績工場請負
32	Wilhelm Franke	32	Görlitz	Görlitz	プロテスタント	織物職人	1000	織物業
	Augusta	33	"	"	"	妻		
	Ernst	4	"	"	"	息子		
	August	7	"	"	"	息子		
	Amalia	6	"	"	"	娘		
	Ernest	1	Tomaszów	Tomaszów	"	息子		
33	Ernest Klunberger	23	Görlitz	Görlitz	"	織物職人	1000	織物業

えるのではなからうか。

その一方で、アントニの所領経営には、賦役労働やプロピナーツィア収入の重要性にみられるような、封建的な性格も無視できない。こうした性格は、前世紀から引き継がれた大貴族経営に特徴的なものであって、一九世紀初頭の企業家的大貴族もそこから自由ではなかった。従って、オストロフスキにみる大貴族の工業化活動は、新しい要素を含みながらも、時代に制約されたものであったといえよう。特に、都市権付与が領主権を制限したことは、領主による都市建設が、もはや前時代のような利益を領主に保障するものではなくなったことを意味していた。

以上のことから、アントニ・オストロフスキを、一九世紀初頭の工業生産躍進期に登場した、全く新しいタイプの貴族と捉えるよりもむしろ、一八世紀後半の大貴族の行動パターンとの連続性、連続性において現われたと考える。このような視点は、一七八〇年代から「企業家グループ」の存在を見ようとする、ポーランドにおける最近の研究にも現われている。

さらにこれらのことから、トマシユフをはじめとしたウッチ工業地帯の都市建設と工業化は、歴史的に突出した特殊な現象ではなかったことが判明した。またこのような

試みは、ウッチ工業地帯に限られたものではなく、他のポーランド地域でもみられた。例えばチャルトルイスキ家の私領都市スタシユフ、ブラニツキ家所有のビャーウイス⁽³⁾トック等があげられる。両市とも一八世紀半ばに繊維工業の振興が計られた。前者の繊維工業生産は一九世紀後半に衰退にむかったが、後者はビャーウイス⁽³⁾トック工業地帯の中心都市として発展した。

私領都市であったかどうかに関係なく、ロシア領ポーランドにおける大貴族の工業化活動は、繊維工業に限らず、重工業や農産物加工業においてもみられた。特に酒造業、製糖業といった農産物加工業においては、貴族経営が重要な役割を果たしていた。彼らの活動に、ドイツのユンカーとの類似性を見ることも可能かもしれない。ポーランド人大貴族経営についての研究は、わが国では主にドイツ（プロイセン）領ポーランド地域に関してみられるが、ロシア領ポーランドについてはまだなされていない。おそらくプロイセン領との違いは、私領都市の存在（ロシア領、オーストリア領に存在）に特徴的な、より強大な領主権であると思われる。これについては、ウクライナも含む、ロシア領に編入されたポーランド地域における大貴族の性格と所領経営の再検討が必要となるであろう。その際、彼らを支

えたユダヤ系資本との結びつきが重要になる。

註

- (1) W. Kula, *Szkie...*, s. 755-760
- (2) T. Kizwalter, *Nowatorstwo i rutyna, Społeczeństwo Królestwa Polskiego wobec procesów modernizacji*, Warszawa 1991, s. 50
- (3) A. Makowska, *Prywatne miasto Skaszów i dobra szlacheckie*, Warszawa 1981 ; *Encyklopedia Historii gospodarczej Polski do 1945 roku*, Warszawa 1981, t. 1, s. 35-36
- (4) 加藤房男『ドイツ世襲財産と帝国主義—プロイセン農業・土地問題の史的考察—』勁草書房、一九九〇年。